

議員発第 1 号

茨木市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成29年2月9日提出

提出者 茨木市議会議員

福丸孝之
坂口康博
長谷川浩
友次通憲
朝田充
桂睦子

茨木市議会議長

上田嘉夫様

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号及び第4号中「8人」を「7人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。